

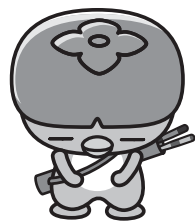
お知らせ

コンビニ交付による証明書自動交付サービスの一時停止について **【市民課】**

マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」による証明書の自動交付サービスは、システムのメンテナンスなどのため下記の日時は利用できません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- サービス停止日時
7月14日(出)
午前6時30分～午後11時
- 問い合わせ
市民課 住民係 ☎33-1131



マイナンバーカードの休日受取り窓口の開設について **【市民課】**

マイナンバーカードを平日に受け取ることができない人のために、下記のとおり休日窓口を開設します。なお、マイナンバーカードの申請については、マイナンバー通知カードに同封の申請書を郵送していただくか、スマートフォンやパソコンでも申請できます。

申請方法など詳しくは、市民課までお問い合わせください。

- 開設日時
7月29日(日)、8月26日(日)、9月23日(日)
午前9時～午後4時
- 問い合わせ
市民課 住民係 ☎33-1131

扇風機の異常を発見したらすぐに使用を中止しましょう **【生活環境課】**

扇風機の使用時に「おかしい音がする」「モーターが熱い」「臭う」などの異常がある場合、火災事故が発生する恐れがあります。異常を発見したらすぐに使用を中止し、メーカーや販売店に相談してください。

特に製造後30年以上経過した扇風機を使用した場合に事故が多発していますので注意してください。

- 問い合わせ
消費生活センター ☎33-1227

下水道への接続工事は速やかに！ **【下水道課】**

多くの費用をかけて造られた下水道施設は、市民の皆さんに利用してもらうことで初めて価値を持ち、地域一帯の生活環境改善に役立ちます。

下水道への接続は供用開始から3年までと法律で定められています。下水道が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、速やかに接続をお願いします。

- 問い合わせ
下水道課 ☎33-3150

児童扶養手当について **【こども課】**

離婚・死別などでひとり親家庭となった児童や、父または母が政令で定める程度の障がい状態にある児童、父または母が裁判所からDV（ドメスティック・バイオレンス）による保護命令を受けた児童（18歳になった最初の3月末まで、政令で定める程度の障がいがある場合は20歳まで）を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

なお、児童扶養手当を受給されている人には、現況届の案内を7月下旬に送付しますので、8月中に提出してください。

- 問い合わせ
こども課 子育て係

洪水情報を緊急速報メールで発信します **【危機管理室】**

大雨などにより、五條や三谷観測所で紀の川がはん濫する危険性が高まった場合に緊急速報メールが自動発信されます。

市の上流にある五條観測所が危険度を判断する基準になりますので、国土交通省ホームページ「川の防災情報」から携帯電話などへお気に入り登録し、メールを受信したら確認できるようにしてください。

- 問い合わせ
和歌山河川国道事務所 ☎073-424-2471



▲携帯電話用
二次元コード

介護保険料の減免手続きについて **【介護保険課】**

災害や収入の著しい減少などの理由により、介護保険料を納めることが困難な第1号被保険者（65歳以上の人）には、申請により介護保険料を減免する制度があります。

- 減免の対象となる理由
 - 災害により、住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
 - 主たる生計維持者の死亡・長期入院などにより、収入が著しく減少した場合
 - 生計が著しく困難な場合
- 上記の理由については、それぞれに該当するかどうかの基準があります。該当する理由があると思われる人はお問い合わせください。なお、災害理由を除き、申請日以降に納期が到来する介護保険料が減額の対象となります。
- 申請先・問い合わせ
介護保険課 介護保険係 ☎33-1633

特定外来生物の駆除にご協力ください **【生活環境課】**

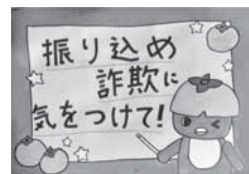
市内で、特定外来生物が多く確認されています。特定外来生物は、人の生命・身体や地域本来の生態系に重大な影響を及ぼす恐れがありますので、駆除をお願いします。なお、市では駆除を行っていません。

- セアカゴケグモ
 - 生息場所
道路側溝の溝ふたの裏側など
 - 対処方法
素手でさわらないようにし、市販の殺虫剤などで駆除してください。かまれたときは、患部をよく洗い流し、速やかに医師の診察を受けてください。
- オオキンケイギク
 - 生息場所
道端、畑、堤防など
 - 対処方法
根から引き抜き、天日で乾燥させた後、燃えるごみとして処分してください。
- 問い合わせ
生活環境課 生活衛生係

消費生活啓発ポスターを募集します **【生活環境課】**

市内に在住・在学する児童・生徒の皆さんを対象に「消費生活啓発ポスター」を募集します。

消費者被害に遭わないために注意すべきことや、持続可能な開発目標（SDGs）の取組み、消費者市民社会を作っていくための消費者としての行動提案など、テーマを自由に表現してください。応募者全員に参加賞を進呈し、入賞作品は消費生活啓発カレンダーの挿絵になる予定です。奮ってご応募ください。



▲昨年の最優秀作品

- 応募方法
各学校または生活環境課へ提出
- 応募期限
9月10日(月)
- ※詳しくは各学校の配布物または市ホームページをご確認ください。
- 問い合わせ
生活環境課 消費生活係

魅力発信

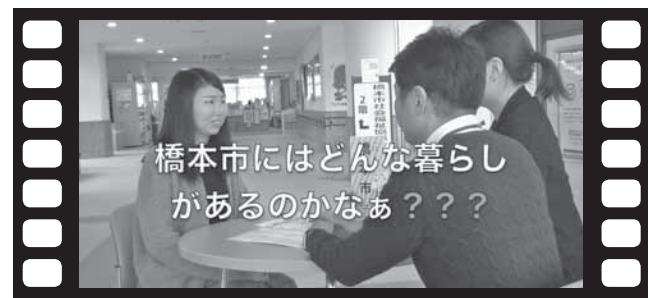
和歌山大学協働制作動画を配信しています **【秘書広報課】**

橋本市への移住・定住促進のため、和歌山大学と協働し、学生が橋本市への移住を「なりきり体験」した動画を全3話構成で制作しました。

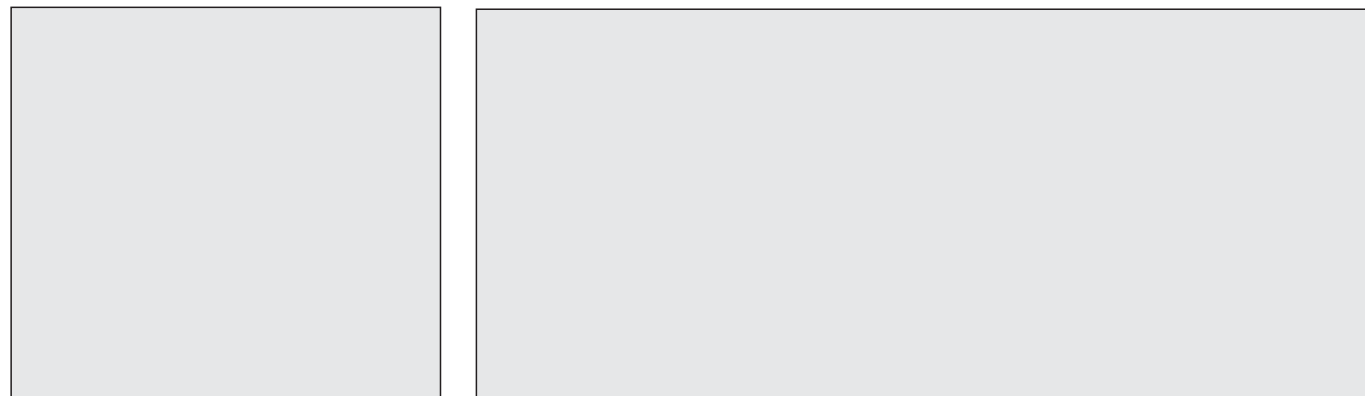
今回は、YouTube橋本市公式チャンネルに第2話「暮らし」を掲載しましたので、ぜひご覧ください。



▲携帯電話用
二次元コード



広告



7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

社会を明るくする運動は、すべての国民が力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

市でも保護司会や更生保護女性会、行政などの関係機関で推進委員会をつくり、街頭での啓発活動や標語・作文募集などに取り組んでいます。

また、市内各所に小中学生の入選標語を掲示します。家庭や地域の役割を考える機会としてください。

- 問い合わせ
生涯学習課 ☎33-3704



広告

